

第3次

銚子市男女共同参画計画



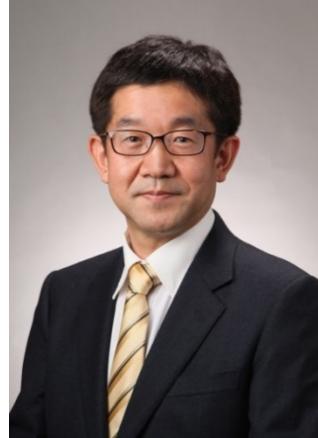
平成30年3月

銚 子 市

は　じ　め　に

近年は例を見ない超少子高齢社会へ突入しており、家族の形、地域や社会、そして職場における働き方等にも大きな変化が生じております。本市においても例外なく少子高齢化と人口減少が急速に進み、若者や子育て世代の流出や生産年齢人口の減少など取り組むべき課題は山積しています。

こうした様々な変化に対応し、活力ある心豊かな地域社会を作っていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現することが重要です。



平成27年には「女性活躍推進法」が制定され、女性活躍の必要性、重要性がますます大きくなっています。「働く場面で活躍したい」と希望する女性が、地域社会の中でその能力を十分に発揮することのできる男女共同参画社会の実現を目指し、新たに女性活躍推進法に基づく市町村計画を含んだ「第3次銚子市男女共同参画計画」を策定しました。

本計画を推進するためには、市民、事業者、関係団体及び行政が協働で事業に取り組んでいくことが重要になりますので、今後ともなお一層のご理解とご協力をいただきますようお願い申し上げます。

終わりに、本計画の策定にあたりご議論いただきました銚子市男女共同参画計画推進委員会の皆様や、意識調査等を通じご意見等をいただきました市民の皆様に厚く御礼申し上げます。

平成30年3月

銚子市長 越川 信一

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 基本理念	2
5. 基本目標	2
6. 重点施策	2
7. 計画の体系	3

第2章 計画の内容

基本目標Ⅰ 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

課題1 男女共同参画への意識づくり	5
課題2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進	8

基本目標Ⅱ あらゆる暴力を根絶する環境づくり【DV防止基本計画含む】

課題3 暴力を許さない環境の整備	10
課題4 DV被害者支援の充実	14

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり【女性活躍推進計画含む】

課題5 労働の場における男女共同参画の促進	16
課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進	19
課題7 あらゆる分野における女性活躍の促進	23

基本目標Ⅳ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

課題8 生涯を通じた心身の健康づくり	27
課題9 安心して暮らせる環境の整備	29

基本目標Ⅴ 計画の推進

課題10 推進体制の充実	31
指標一覧	33

資 料

第3次銚子市男女共同参画計画の策定経過	34
銚子市男女共同参画計画推進委員会委員名簿	35
男女共同参画社会基本法	36
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）	40
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）	49
男女共同参画推進行政のあゆみ	56

第1章 計画の基本的な考え方

第1章 計画の基本的な考え方

1. 計画策定の趣旨

少子高齢化・人口減少が急速に進み、市民の価値観やライフスタイルの多様化が進む中で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に發揮することができる男女共同参画社会の実現が、なお一層求められています。

本市ではこれまで男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を実施してきましたが、市民を対象に平成28年12月に実施した「男女共同参画社会づくりのための調査」（以下、「意識調査」という。）や「銚子市男女共同参画計画（第2次）」の取組状況調査の結果からは、「固定的な性別役割分担意識」がいまだに根強く残っていることやDVによる人権侵害などの課題が多くあることがわかりました。

このような状況を踏まえて、本市の課題や重点的に取り組むべき施策の方向を明らかにし、男女共同参画社会の実現に向けた取組をさらに推進するため、「第3次銚子市男女共同参画計画」を策定します。

2. 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に定める「市町村男女共同参画計画」にあたり、本市における男女共同参画社会の形成を促進するための基本となる計画です。
- (2) この計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」、千葉県の「第4次千葉県男女共同参画計画」及び「銚子市総合計画」との整合性に配慮するとともに、前計画である「銚子市男女共同参画計画（第2次）」の成果を引き継ぐものです。
- (3) この計画は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（DV防止法）第2条の3第3項に基づく「市町村基本計画」を含む計画です。
- (4) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）第6条第2項に基づく「市町村推進計画」を含む計画です。

3. 計画の期間

この計画の期間は、2018年度（平成30年度）から2022年度までの5年間とします。

4. 基本理念

本市の目指す男女共同参画社会の実現にあたり、すべての人の人権が尊重され、市民一人ひとりが個性と能力を発揮し、ともに輝くことができる豊かで活力のある社会の形成のため、次の基本理念を掲げます。

一人ひとりが人として尊重され、
その個性と能力を発揮できる社会の形成

5. 基本目標

本計画では5つの基本目標を設定し、男女共同参画社会の実現に向けて取り組みます。

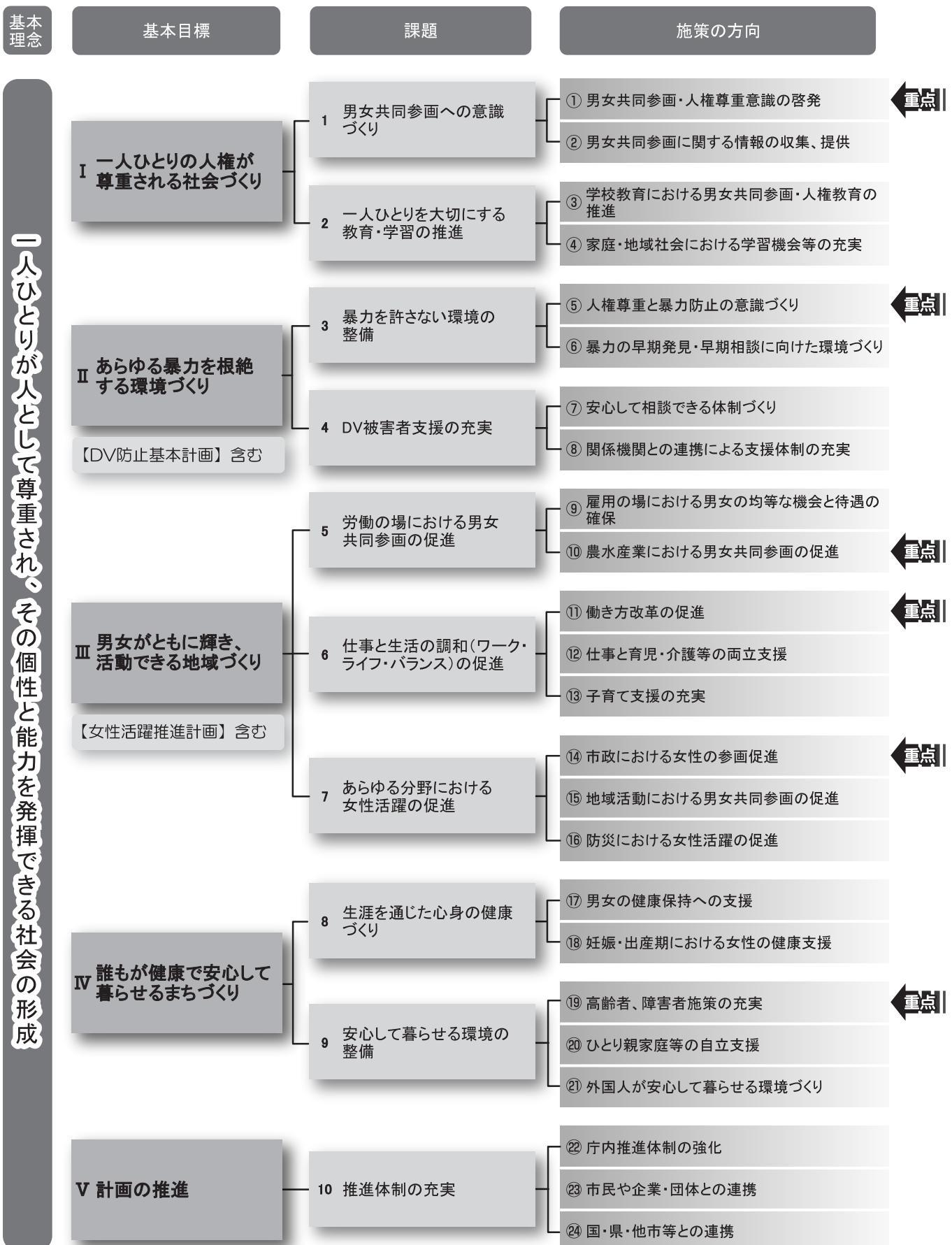
- I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり
- II あらゆる暴力を根絶する環境づくり
- III 男女がともに輝き、活動できる地域づくり
- IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり
- V 計画の推進

6. 重点施策

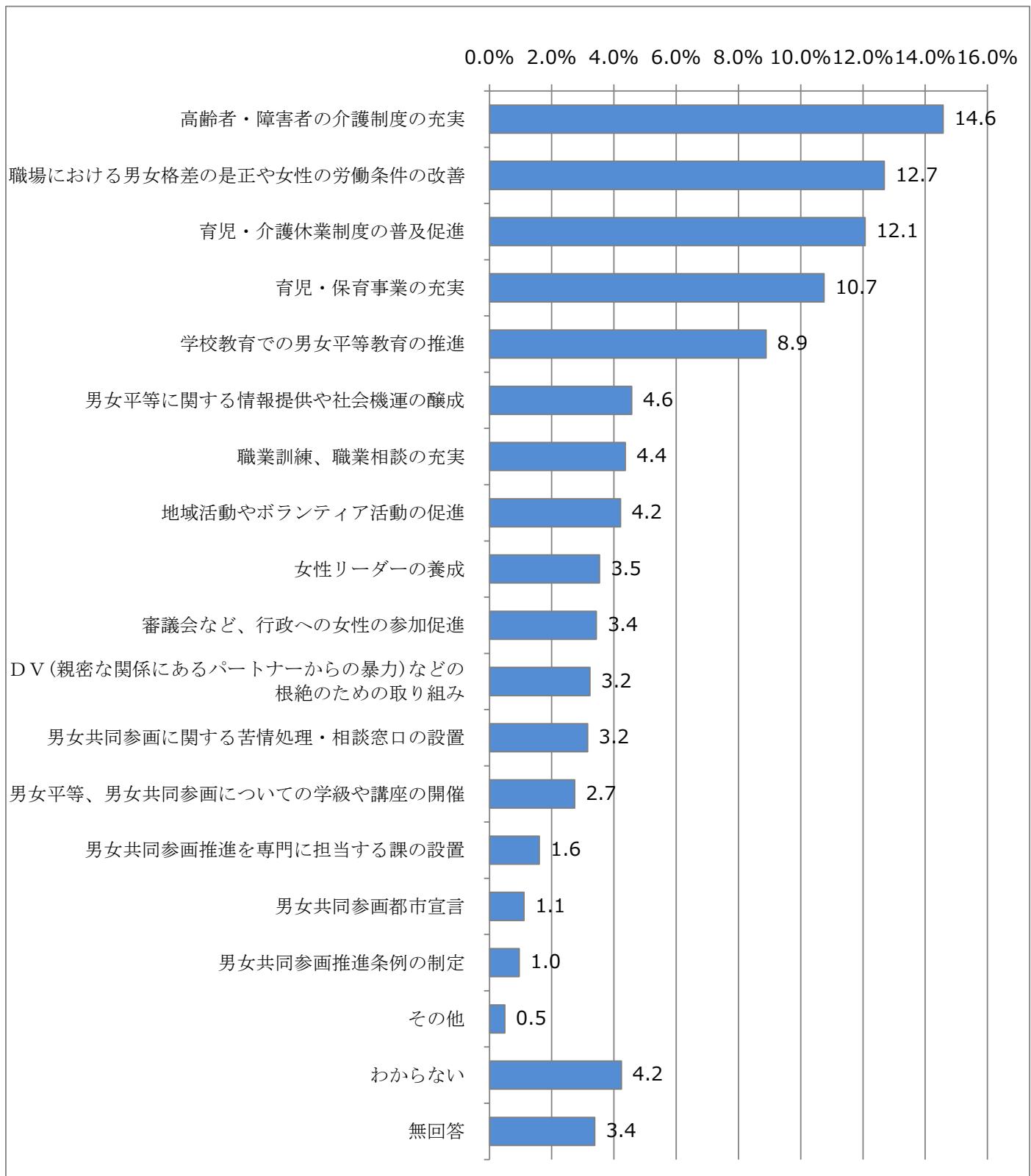
これまでの男女共同参画推進に向けた取組から顕在化した課題や市民意識調査等により市民から寄せられた声を参考に、本計画においては、次の6つを重点施策とします。

- ① 男女共同参画・人権尊重意識の啓発
- ② 人権尊重と暴力防止の意識づくり
- ③ 農水産業における男女共同参画の促進
- ④ 働き方改革の促進
- ⑤ 市政における女性の参画促進
- ⑥ 高齢者、障害者施策の充実

7. 計画の体系



男女共同参画政策への要望



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

第2章 計画の内容

※担当部署名については平成30年4月組織再編後の名称

基本目標 I 一人ひとりの人権が尊重される社会づくり

人権の尊重は、男女共同参画の根底となる基本理念です。すべての人が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわりなく、個性と能力を発揮できる男女共同参画社会の実現のためにには“女性だから、男性だから”と性別に基づいて役割を固定したり、行動や選択を制限するといった「固定的な性別役割分担意識※¹」の解消を図る必要があります。

しかし、社会通念・慣習・しきたりにおいては依然として、固定的な性別役割分担意識が根強く残っており、このことが女性の社会参画を阻害するばかりでなく、男性の生き方の選択肢を狭める一因にもなっているため、その解消は社会全体の重要な課題です。

性別や国籍、年齢、身体的状況といった違いだけでなく、価値観や生き方の違いを尊重し、すべての人がその個性と能力を活かして自分らしく生きることのできる社会を目指して、人権尊重・男女共同参画の意識を浸透させるため、啓発や教育、学習機会の充実を図ります。

課題 1 男女共同参画への意識づくり

意識調査で男女平等意識について聞いたところ、「社会通念・慣習で」「政治や政策決定の場で」「社会全体として」の各項目で、「男性のほうが非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性のほうが優遇されている」を合わせた男性優遇意識が5割を超えていました。

また、どの分野においても男性より女性の方が「男性優遇」と答える割合が高く、特に女性の30歳代以降でその割合が高くなっていることから、女性の意識の中には「男性優遇」という女性の地位への不平等感が強いことがうかがえます。

さらに男女の役割分担について聞いたところ、食事の支度や後片付け、掃除、洗濯といった家事は、主に妻の仕事となっていることが多く、依然として「固定的な性別役割分担意識」が根強く残っていることがわかります。今後も引き続き男女共同参画の意識啓発を行っていくことが必要です。

※1 固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

【施策の方向① 男女共同参画・人権尊重意識の啓発】



事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
1	【男女共同参画に関する講座等の実施】 男女共同参画社会の実現に向けた講座や講演会を実施します。	企画室
2	【法制度の周知】 男女共同参画社会基本法をはじめ、各関連法制度の周知に努めます。	企画室
3	【人権尊重についての広報・啓発】 人権擁護委員と連携し、人権尊重についての広報・啓発に努めます。	秘書広報課
4	【男女共同参画に関する情報発信】★新規★ 市ホームページなどを活用し、男女共同参画に関する情報を発信します。	企画室
5	【男女共同参画の視点に立った広報活動】★新規★ 広報紙やその他様々な媒体において、男女共同参画の視点に立った広報活動に努めます。	秘書広報課
6	【障害のある人への理解と権利擁護】★新規★ 障害のある人の権利を擁護し、障害を理由とした差別の克服や解消に向けて勉強会・研修会を開催します。	障害支援室

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
1	講座・講演会の開催	年1回以上	企画室
3	人権意識啓発活動の実施	年2回以上	秘書広報課
4	市ホームページ等での情報発信	月1回以上	企画室
6	研修会等の実施	年1回以上	障害支援室

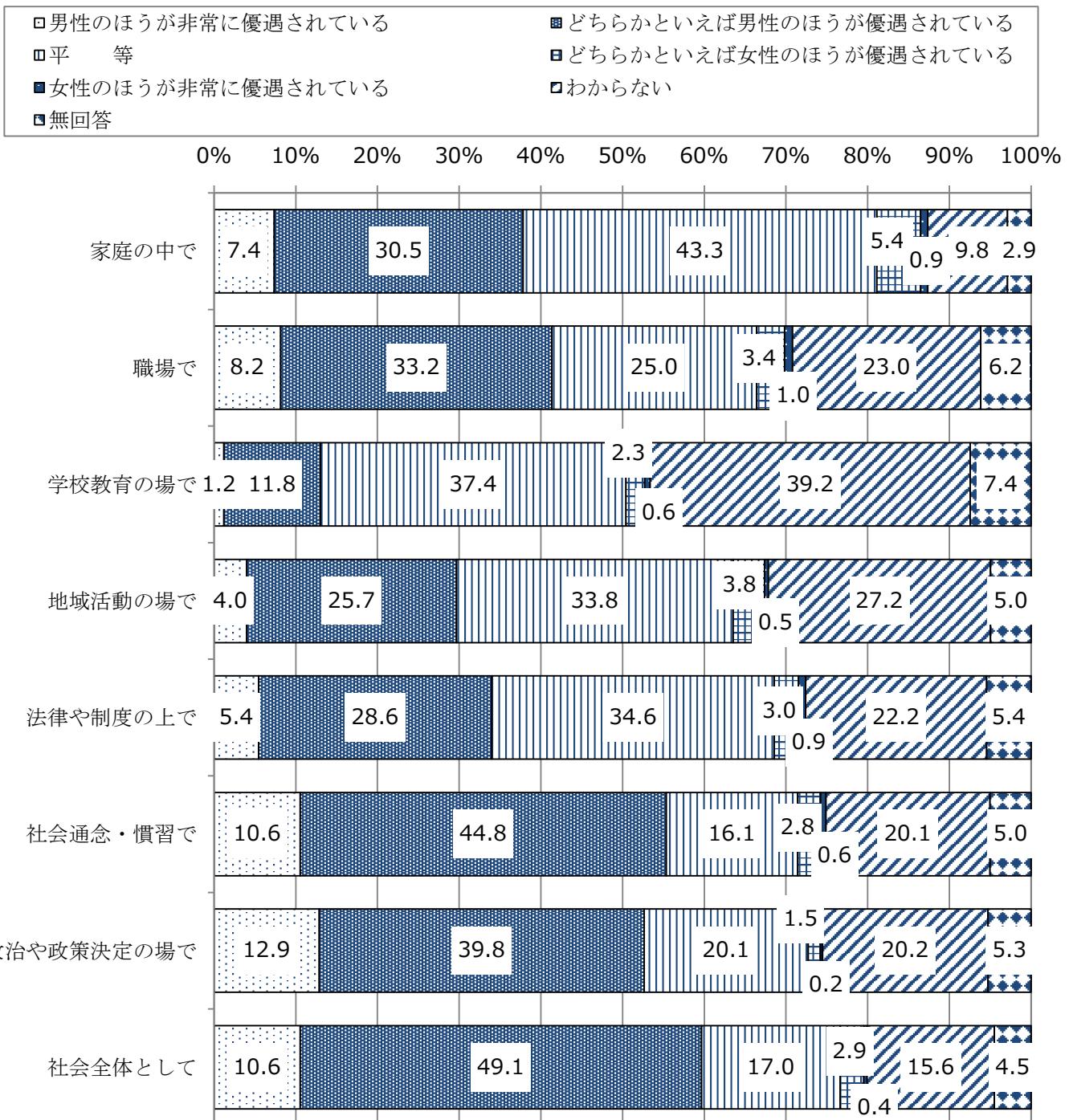
【施策の方向② 男女共同参画に関する情報の収集、提供】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
7	【男女共同参画市民意識調査の実施】 男女共同参画に関する市民意識を把握するため、定期的に意識調査を実施します。	企画室
8	【資料の充実】 男女共同参画に関する資料の収集と提供に努めます。	公正図書館
9	【企画展の開催】★新規★ 男女共同参画週間に合わせて関連図書の企画展を開催します。	公正図書館

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
9	男女共同参画に関する図書の企画展開催	年1回以上	公正図書館

各分野における男女平等感



課題2 一人ひとりを大切にする教育・学習の推進

男女平等・男女共同参画の意識を社会全体に浸透させるために教育の果たす役割は非常に重要です。児童・生徒の発達段階に応じて、男女の平等や男女相互の理解と協力の重要性などを理解させ、次世代を担う子ども達が自らの希望で自分らしい多様な選択ができるように指導していく必要があります。

また、教職員、保護者や地域住民など、子どもと日常的に接する大人たちの行為や言動が、子ども達に大きな影響を与えることに留意する必要があります。そのため教職員に対して男女共同参画の視点からの指導方法などについて研修機会の充実を図り、また、保護者や地域住民に対して男女共同参画意識の啓発や学習の機会を設けることが必要です。

【施策の方向③ 学校教育における男女共同参画・人権教育の推進】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
10	【個性を生かす進路指導】 性別にとらわれず、自分の進路や職業選択を考えられるようキャリア教育を充実し、主体的に進路の選択ができるよう指導します。	指導室
11	【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。	指導室 学校教育室
12	【教職員への意識啓発】 性別にとらわれず一人ひとりの個性を育む指導ができるよう、教職員の資質向上と意識啓発を図ります。	
13	【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。	指導室

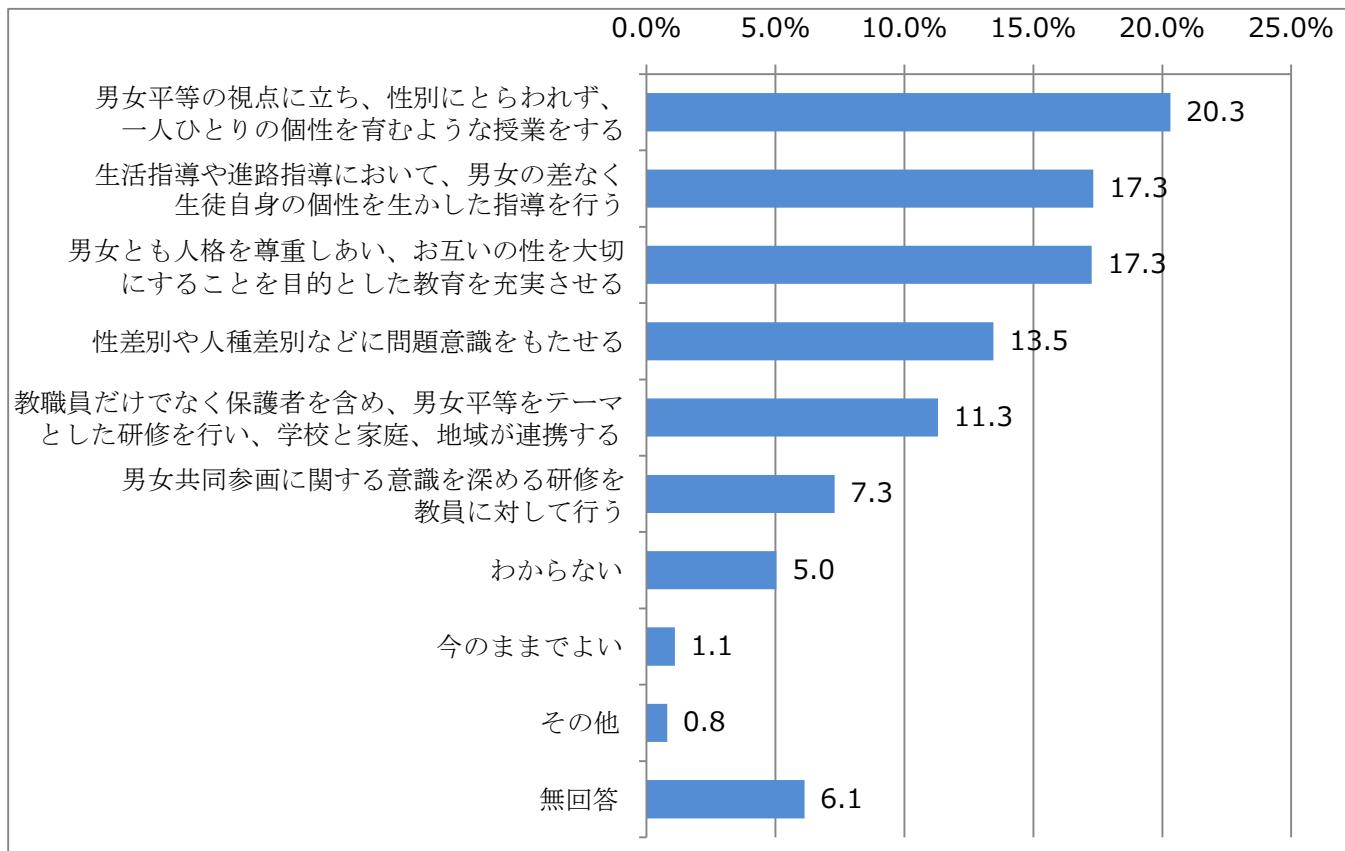
◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
10	職場体験学習の実施	全小中学校で実施	指導室
11	性教育に関する研修への参加	全小中学校から 各1名以上参加	指導室 学校教育室
12	学校訪問による指導助言		
13	人権教育に関する研修への参加	全小中学校から 各1名以上参加	指導室

【施策の方向④ 家庭・地域社会における学習機会等の充実】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
14	【講座等の開催】 講座等の開催にあたっては、社会的性別 ^{※2} にとらわれず、広く参加者を募集します。	市民センター
15	【家庭教育学級の実施】 幼児、小中学校の児童・生徒の保護者を対象に、家庭教育の重要性を学ぶ学習機会を設けます。	市民センター
16	【教育相談事業】 保護者が抱える児童・生徒の学習、交友関係などに関する悩み等を解消するため教育相談を実施します。	指導室

学校教育で男女平等意識を深める方法



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

※2 社会的性別（ジェンダー）

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間は生まれついての生物的性別(セックス/SEX)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー)という。「社会的性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

基本目標Ⅱ あらゆる暴力を根絶する環境づくり

(DV防止基本計画含む)

暴力は、個人の人権に対する最大の侵害であり、どのような理由があっても決して許されない行為です。すべての人の人権が尊重され、暴力の無い社会を築かなければなりません。

特にDV^{※3}は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、その影響は同居の子どもにも及びます。その多くが家庭内で起こり人目に触れないことが多いため、表面化せず被害が深刻化しやすい傾向があります。

暴力は、身体への危害だけでなく精神的な暴力、性的な暴力など色々な形で存在します。近年のSNS^{※4}の広がりなどによりその形態が複雑化・多様化してきている現状を踏まえ、様々な機会を通じて、その根絶に向けた啓発活動を推進する必要があります。中でも、将来の被害者・加害者をつくるために、若年層に対してのデートDV^{※5}をはじめとする、あらゆる暴力に対する予防啓発の取組が重要です。

また、被害者に対し自身の被害への気づきを促す情報を提供するとともに、相談窓口の周知を進め、関係機関との連携の強化により、安心して相談できる体制の充実を図ります。

課題3 暴力を許さない環境の整備

DVに関してはメディアなどで全国的に周知され啓発が進んできていますが、意識調査の結果では、DV被害について相談しなかった理由について「相談するほどのことではないと思った」「自分にも悪いところがあると思った」との回答が上位を占め、多くの方が自身を被害者と思っていない傾向がみられます。特に若年層に起こるデートDVなどは被害を認識しにくいため、DVに対する理解を深めることができるよう広報・啓発を推進し、DVを許さない意識を醸成していくことが大切です。

また、被害を認識しても様々な理由から誰にも相談できずにいる現状もみられ、被害について早期に発見し、対応することが求められています。

昨今はJKビジネス^{※6}などの新たな課題も出てきていることから、若年層に対して積極的に啓発活動を行うとともに多様な広報媒体を利用した広報活動を実施し、暴力のない安心で安全な社会環境の整備を進める必要があります。

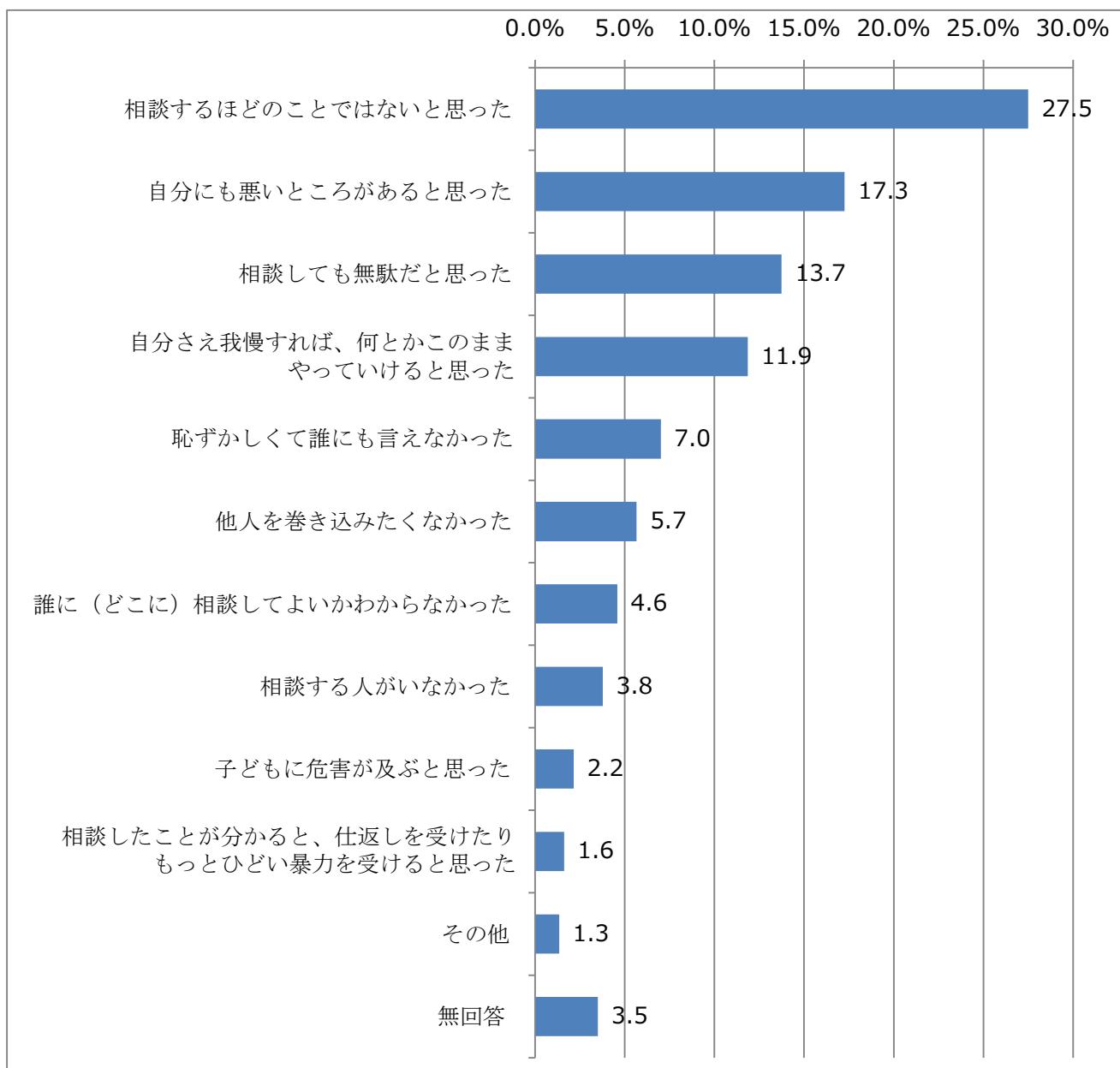
※3 DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者・パートナー関係にある、又はあった者から振るわれる暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※4 SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）

友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービスのこと。

DV被害について相談しなかった理由



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」（平成28年度）

※5 デートDV

若い世代に起きている恋人間の暴力をいい、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※6 JKビジネス

女子高校生であることを売りにしている客商売、少女と密に接することができる点を付加価値としているサービスの総称。

【施策の方向⑤ 人権尊重と暴力防止の意識づくり】



事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
再掲 (11)	【人権尊重視点からの性教育の推進】 性を人権尊重の視点からとらえ、男女の心と体の違いを尊重することの大切さについて指導します。	指導室 学校教育室
再掲 (13)	【人権教育の充実】 児童・生徒がお互いを尊重し、豊かな人間関係を築くことができるよう人権教育を充実させ、いじめや暴力は絶対に許されない行為であることを指導します。	指導室
17	【DVについての啓発】 チラシの配布や「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせての広報活動などにより、DVは人権侵害であることを周知します。	企画室
18	【児童虐待防止対策】 児童虐待防止推進月間にあわせ、児童虐待防止に関する啓発を行います。	子育て支援課
19	【セクシュアルハラスメント等の防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメント ^{*7} やマタニティハラスメント ^{*8} 等の防止に関する啓発を行います。	観光商工課
20	【DV予防セミナー実施の促進】★新規★ 生徒を対象としたDV予防セミナーの実施について、高等学校へ働きかけます。	企画室
21	【千葉科学大学と連携した広報啓発の実施】★新規★ デートDV等の被害防止のため、大学生に対する啓発活動を実施します。	企画室

※7 セクシュアルハラスメント

「性的嫌がらせ」をいう。相手側の意に反した性的な性質の言動のことで、身体への不必要的接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、多くの人の目に触れる場へのわいせつな写真の掲示など、様々なものが含まれる。特に雇用の場においては、これにより就業環境を著しく悪化させことがある。また、単に雇用関係にある者のみならず、施設における職員とその利用者の間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こりうる。

※8 マタニティハラスメント

妊娠・出産、育児休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格など不利益な取り扱いを行うこと。

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
17	広報紙を利用したDVについての啓発	年1回以上	企画室
	DV防止に関するチラシの隣組回覧	年1回	
21	千葉科学大学生へのDV防止に関する啓発	年1回以上	企画室

【施策の方向⑥ 暴力の早期発見・早期相談に向けた環境づくり】

事業No.	【事 業 名】 事 業 の 内 容	担当部署
22	【早期発見への取組】 乳幼児健診未受診者の把握や家庭訪問などを通じて、DVや児童虐待の早期発見に努めます。	子育て支援課 保健事業室
23	【児童の見守り】 PTA等と協力し、登下校時など、児童の安全を見守るための活動を行います。	指導室
24	【相談窓口に関する広報の充実】 多様な媒体を利用した広報活動を実施し、相談窓口の周知を図ります。	企画室 障害支援室 子育て支援課
25	【外国人のDV被害者への情報提供】★新規★ 外国人向けリーフレットなどを活用し、多言語で相談窓口の周知を図ります。	企画室

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
22	乳幼児健診未受診者の現状把握	未把握0件	保健事業室
23	PTA等と協力した登下校の見守り活動の実施	全小学校で実施	指導室
24	DV相談カード等の新規配置	年1か所以上	企画室
	子育てLINEを利用した相談窓口の周知	年1回以上	子育て支援課

課題4 DV被害者支援の充実

DV被害者の自立に向けては、生活資金の調達や離婚、就職など様々な問題の解決が必要となります。個々のケースに対応したきめ細やかな支援を行うために、DV相談員等の資質の向上を図り、自立に必要な制度の活用などを的確に行う必要があります。

また、関係部署・機関が連携し、情報を共有しながら被害者に寄り添った支援体制を充実させることが重要です。

専門相談員の配置と相談従事者の研修機会の充実を図り、切れ目のない支援を行います。

【施策の方向⑦ 安心して相談できる体制づくり】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
26	【相談体制の充実】 DV相談員、家庭相談員等が連携し、相談体制の充実を図ります。	障害支援室 子育て支援課
27	【DV相談員等の研修機会の充実】 被害者の人権等に十分な配慮がなされるよう、DV相談員等の研修機会を充実させます。	子育て支援課
28	【人権侵害に対する相談の充実】 人権相談の充実や法務局との連携を図ります。	秘書広報課
29	【市民相談センター運営の充実】★新規★ 誰もが安心して相談できるよう、市民相談センターの運営の充実に努めます。	秘書広報課

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
27	DV相談員等への研修機会の提供	年1回以上	子育て支援課
28	人権相談の実施	月1回	秘書広報課

【施策の方向⑧ 関係機関との連携による支援体制の充実】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
30	【DV被害者の支援】 関係機関と連携し、被害者に適切な支援を行うとともに状況に応じて緊急避難支援を行います。	子育て支援課
31	【要保護児童対策地域協議会の活用】 児童虐待は多様な関係機関による支援が必要であるため、要保護児童対策地域協議会※9の活用を図ります。	子育て支援課
32	【緊急保護協力施設との連携】 介護施設等と協力し、虐待などにより緊急保護が必要な高齢者・障害者に対応します。	障害支援室 高齢者福祉課
33	【高齢者・障害者虐待防止支援体制の強化】 障害者虐待防止センターの設置や関係機関との連携強化により、適切な支援を行います。	障害支援室 高齢者福祉課
34	【秘密保護の徹底】★新規★ DV被害者の安全確保に十分配慮し、関係機関や府内の関係各課が連携し個人情報保護の徹底を図ります。	各窓口担当部署

※9 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けている子どもをはじめとする要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために、関係機関がその子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するため地方公共団体が設置した協議会のこと。

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり

(女性活躍推進計画含む)

人口減少社会を迎える中で社会の活力を維持していくために、職場や地域活動などあらゆる場面で“女性の力”を活かしていこうという機運が高まっています。“女性の力”的発揮は、企業活動、行政、地域社会等の現場に多様な視点や創意工夫をもたらすとともに、社会の様々な課題の解決を主導する人材の層を厚くし、女性のみならず、すべての人にとって暮らしやすい地域社会づくりにつながることが期待されます。

男女がともに輝き、活動できる地域社会を実現するために、従来の男性中心の働き方や長時間労働などを見直し、男性の家庭や地域への主体的・積極的な参加を促進するなど、ワーク・ライフ・バランス^{※10}の実現に向けた取組を推進します。

課題5 労働の場における男女共同参画の促進

女性の働く環境は「男女雇用機会均等法」「育児・介護休業法」など法制面の充実が図られたことにより徐々に改善されつつありますが、意識調査では4割以上の方が「職場では男性のほうが優遇されている」と回答しており、雇用や待遇面において、今もなお男女の格差があるのが現状です。

働く女性の約5割が第一子の出産を機に離職しているため、女性の労働率は30歳代で低くなる「M字カーブ^{※11}」を描いており、この解消が望まれます。意識調査では、女性が就労を継続するうえで障害となっている原因について、雇用主の理解や職場の条件が不十分なことがあげられています。

のことから、事業者などに対し、女性の就労継続が可能となる職場環境の整備や働きやすい職場づくりについて、積極的に働きかけを行っていくことが必要です。

また、本市の基幹産業である農水産業の振興においては、女性が重要な役割を果たしています。さらに女性の力を活かすため、経営への参画を促進することが重要です。

※10 ワーク・ライフ・バランス

仕事と仕事以外の生活(家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など)が、自らが希望するバランスで展開できる状態。「仕事の充実」と「仕事以外の充実」のバランスが保たれると、好循環をもたらし、多様性に富んだ活力ある社会を創出するため、その基盤として極めて重要とされる。

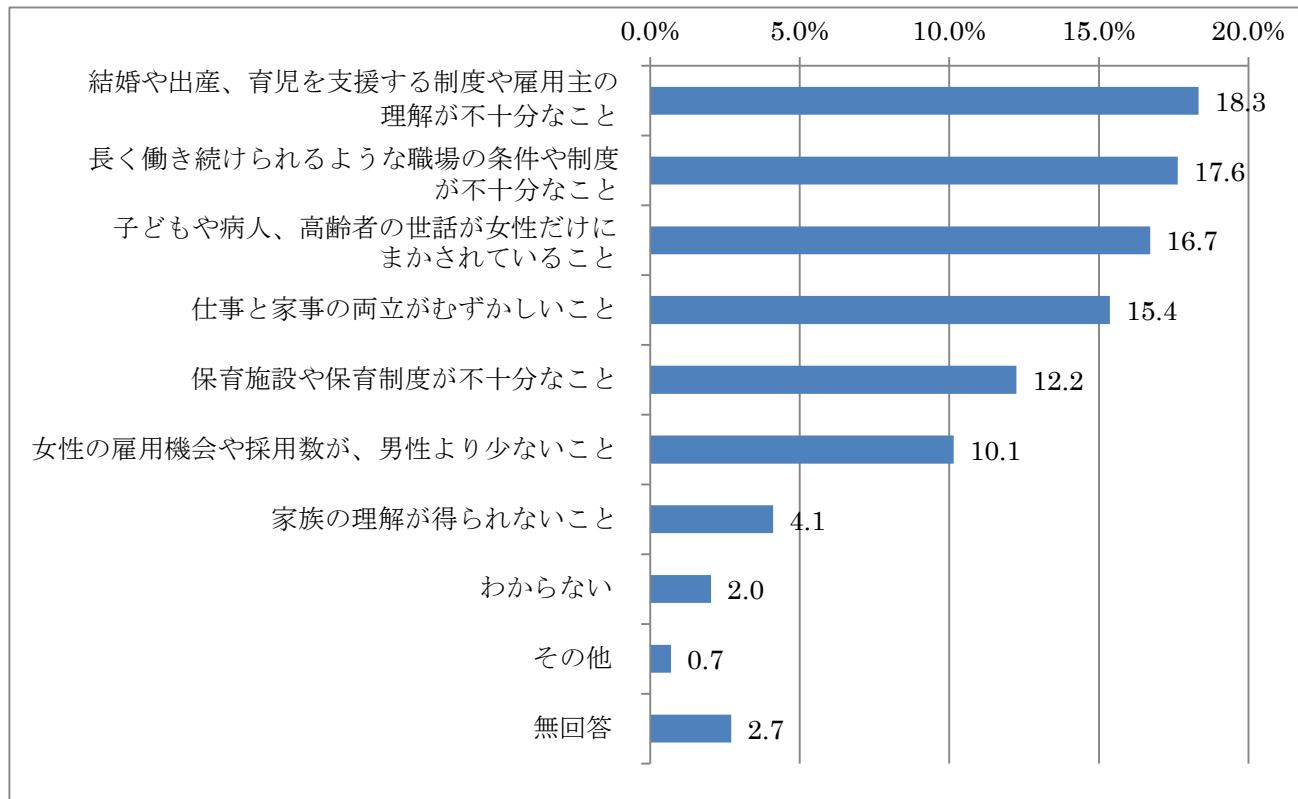
※11 M字カーブ

日本の女性の労働率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代後半と40歳代後半が山になるアルファベットの“M”的な形になることをいう。これは結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

【施策の方向⑨ 雇用の場における男女の均等な機会と待遇の確保】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
再掲 (19)	【セクシュアルハラスメント等の防止】 千葉労働局などと連携してセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等の防止に関する啓発を行います。	観光商工課
35	【雇用分野の法律等の周知】 「労働基準法」「男女雇用機会均等法」など雇用分野の法律や制度の周知を図ります。	観光商工課
36	【女性の職業能力開発に関する情報提供】 就労を希望する女性の職業能力を高めるための支援に関する情報を提供します。	観光商工課
37	【再就職・起業に関する情報提供】★新規★ 結婚や出産、育児、介護などで退職した女性等の再就職や起業に関する情報を提供します。	観光商工課
38	【市内事業所との連携】★新規★ 職場における「固定的な性別役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所などからの意見聴取と情報提供に努めます。	企画室

女性が仕事を持ち続けるうえでの障害



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

【施策の方向⑩ 農水産業における男女共同参画の促進】



事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
39	【家族経営協定の締結促進】 家族経営協定 ^{※12} の締結を促進します。	水産課 農産課
40	【漁業士、農業士等の認定促進】 女性の漁業士や農業士などの認定を促進します。	水産課 農産課
41	【農業委員への登用促進】 農業委員への女性登用について働きかけます。	農業委員会事務局

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
39	家族経営協定の締結数	150 経営体 (新規締結年1件以上)	水産課 農産課

※12 家族経営協定

家族で取り組む農業・漁業経営において、家族の話し合いに基づき経営方針や役割分担、就業条件、就業環境(労働時間、報酬等)などについて取り決めたもの。夫婦間、親子間、夫婦と親子両方で締結する場合などがある。

課題6 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の促進

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには、「固定的な性別役割分担意識」の解消や仕事中心の生き方、長時間労働等の働き方の見直しなど、社会全体の意識改革が必要です。

男女がともに、仕事と育児や介護などの家庭生活との両立や地域社会への参画を図りながら、働き続けることが出来るよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や、仕事と子育て・介護等の両立のための支援の充実を図るとともに、男性の家事・子育て・介護等への積極的な参加を促進します。

【施策の方向⑪ 働き方改革の促進】



事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
42	【一般事業主行動計画策定の周知】 従業員101人以上の事業主に対して、計画策定が義務付けられることを周知します。	観光商工課
43	【ワーク・ライフ・バランスの周知】 関係機関と連携し、事業所に対してワーク・ライフ・バランスについて周知を図ります。	観光商工課
44	【育児・介護休業制度等の周知】 育児休業、介護休業制度や看護休暇など、各種休暇制度に関する周知を図ります。	観光商工課
45	【市の男性職員における育児参加の推進】 地域社会における男性の育児参加を促進するため、市の男性職員が率先して育児に携わるように働きかけます。	人事室
46	【市職員へのワーク・ライフ・バランス意識の普及、啓発】 市職員一人ひとりがワーク・ライフ・バランス意識を持って職務に当たることができるよう、積極的な働きかけや情報提供を行います。	人事室
47	【協議会の設置】★新規★ 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行う、協議会の設置について検討します。	企画室

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
43	ワーク・ライフ・バランスの周知	年1回以上	観光商工課
45	育児休業取得率（市職員）	女性 100% 男性 20%	人事室
47	協議会設置に向けた意見交換会の開催	年1回以上	企画室

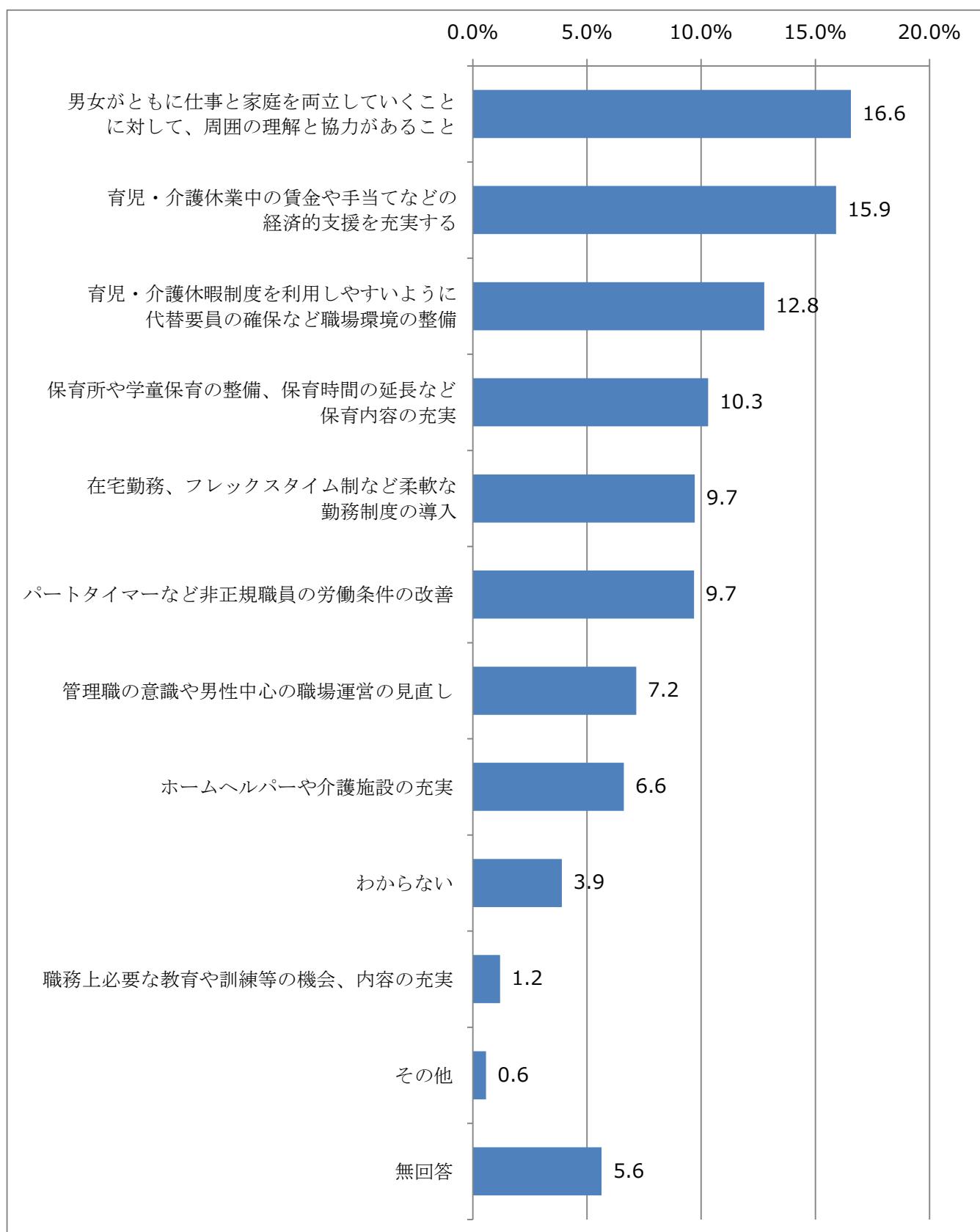
【施策の方向⑫ 仕事と育児・介護等の両立支援】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
48	【保育サービスの充実】 仕事と子育ての両立を支援し、安心して働くことができるよう、保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
49	【男性の育児参加促進】 「ママパパ学級」を開催し、男女がともに育児にかかわることの大切さについて理解を深めるよう指導します。	保健事業室
50	【介護サービス情報の提供】 男女がともに介護を担うことができるよう、ライフスタイルに応じて適切な介護サービス情報を提供します。	高齢者福祉課
51	【病児保育事業】 急病時の保育に対応するため、病児保育事業の実施について検討を進めます。	子育て支援課
52	【放課後の居場所づくり】 日中、保護者が在宅していない児童等に対し、適切な生活の場を与えるよう放課後児童クラブ・放課後等デイサービスの充実を図ります。	障害支援室 子育て支援課
53	【固定的な性別役割分担意識の軽減】★新規★ 男性・子どもを対象とした料理教室を開催し「固定的な性別役割分担意識」の軽減を図ります。	保健事業室

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
52	放課後児童クラブの待機児童数	0人	子育て支援課

ワーク・ライフ・バランスを実現するためには



「男女共同参画社会づくりのための調査結果報告書」(平成28年度)

【施策の方向⑬ 子育て支援の充実】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
54	【子育て広場の実施】 在宅での子育てを支援するため、交流の場を提供します。	子育て支援課
55	【地域子育て支援センターの運営】 子育て相談等に対応するため地域子育て支援センター ^{※13} の運営を支援します。	子育て支援課
56	【おはなし会等の実施】 絵本等を通じて、保護者と乳幼児が良好な関係を結べるよう支援するため、「おはなし会」等を開催します。	公正図書館
57	【ファミリーサポートセンターの検討】 ファミリーサポートセンター ^{※14} の開設について研究、検討を進めます。	子育て支援課
58	【子育てに関する講座等の実施】★新規★ 子育て支援等に関する講座・講演会を実施します。	子育て支援課
59	【ＬＩＮＥによる子育て支援に関する情報提供】★新規★ 子育てＬＩＮＥを活用し、子育て支援に関する情報提供に努めます。	子育て支援課
60	【こんにちは赤ちゃん事業】★新規★ 生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士等が訪問し、子育てに関する情報提供や、不安・悩みなどの相談を実施します。	子育て支援課
61	【インフルエンザ予防接種費用の助成】★新規★ 子どもに対する季節性インフルエンザワクチンの接種費用の一部を助成します。	健康・地域医療 推進室
62	【子ども医療費の助成】★新規★ 子どもの通院または入院時の医療費の一部を、18歳になる年度末まで助成します。	子育て支援課
63	【ブックスタートの実施】★新規★ 絵本を通じて、保護者と乳児が良好な関係を結べるよう支援するため「ブックスタート」を実施します。	公正図書館

※13 地域子育て支援センター

子育て家庭に対する育児不安等についての相談指導、子育てサークル等への支援、地域の保育ニーズに応じた事業の充実及び家庭で保育を行う人への育児支援を図る施設のこと。

※14 ファミリーサポートセンター

地域において育児や介護の援助を受けたい人と行いたい人が会員になり、育児や介護について助け合う会員組織のこと。

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
54	子育て広場の開設日数	週 5 日	子育て支援課
56	子育て支援としての「おはなし会」等の実施	年 1 回以上	公正図書館
58	子育てフォーラムの開催	年 1 回以上	子育て支援課
59	子育て L I N E 利用者数	2,000 人登録	子育て支援課
60	こんにちは赤ちゃん事業	全戸訪問	子育て支援課
63	ブックスタートの実施	月 1 回	公正図書館

課題 7 あらゆる分野における女性活躍の促進

男女共同参画社会の実現のためには、あらゆる分野において女性の活躍を推進する必要があります。しかし、平成29年度の市の審議会等への女性委員の登用率は23.2%にとどまるなど、政策・方針決定過程への女性の参画は依然として不十分な状況であり、積極的改善措置^{※15}をとる必要があります。

市政においては、女性の視点・価値観や新しい発想を行政運営に組み込むため、審議会等への女性の登用を促進するとともに、性別によらない適材適所の人事配置に努めていきます。

また、豊かで活力ある地域社会の形成のため、若者から高齢者まで幅広い世代や多様な地域住民がそれぞれの立場やライフスタイルに応じて、様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりを推進する必要があります。女性の参画が少ない防災分野においても、東日本大震災の経験を活かし、女性の視点を盛り込んだ避難所の運営や女性消防団員の育成を積極的に進め、男女共同参画の推進を図ります。

※15 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

【施策の方向⑯ 市政における女性の参画促進】



事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
64	【女性の意見聴取機会の確保】 多様な広聴活動を展開し、女性の意見を聴取する機会の確保に努めます。	秘書広報課
65	【審議会等への市民公募促進】 意欲のある男女が広く市政に参画できるよう、市民公募枠の設定について関係部署へ働きかけます。	企画室
66	【審議会等への女性委員登用の推進】 女性委員の登用率の向上に向け、関係部署への周知を図り、目標比率（30%）の達成を目指します。	企画室
67	【女性職員の育成】 各種研修への参加を促進することにより、女性職員の行政能力向上に努めます。併せて、公務員として男女の隔たりなく職務・職責を全うするため、女性職員、職場全体の意識改革に努めます。	人事室
68	【女性職員の登用推進】 職員の意欲、能力などを考慮し、適材適所を基本に男女の区別なく登用を図ります。また、職域拡大を図り、女性の登用を進めます。	人事室
69	【女性人材リストの活用】★新規★ 女性人材情報を整備し、活用を促進します。	企画室
70	【市職員におけるセクシュアルハラスメント等の防止】★新規★ 市職員を対象にセクシュアルハラスメントやマタニティハラスメント等を防止するための啓発を行い、相談等にも適切に対応します。	人事室

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
66	審議会等における女性委員の割合	30%	企画室
68	女性管理職の割合（市職員）	課長相当職 20% 課長補佐相当職 30%	人事室

【施策の方向⑯ 地域活動における男女共同参画の促進】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
71	【市民団体の活動支援】 市民活動を支援するため、まちづくりサポートルームの利用を促すとともに、市ホームページ等を活用し、市民活動に必要な情報を提供します。	総務室
72	【生涯学習活動支援】 市民の自主的学習活動やサークル活動などを支援し、拠点となる市民センターの利用促進を図ります。	市民センター
73	【市主催事業における託児サービスの充実】 乳幼児を抱えた世代の社会参画を支援するため、市主催事業における託児サービスの実施について働きかけます。	企画室
74	【高齢者の地域活動と社会参加の促進】 高齢者が自らの能力や経験を生かしながら、多様な社会参加ができるようシニアクラブやシルバー人材センターへの活動支援を行います。	高齢者福祉課

【施策の方向⑯ 防災における女性活躍の促進】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
75	【女性の視点を盛り込んだ備蓄物資の整備】 備蓄物資の選定に際しては、女性の避難生活等に配慮するとともに、各家庭においても家族構成に応じた生活必需品等を備蓄するよう普及啓発に努めます。	危機管理室
76	【婦人防火クラブ員の育成】 婦人防火クラブ員を対象に火災予防や災害時の適正な対応、応急救護方法などについての講習や研修を実施し、地域住民の自主防災意識の高揚と共に助体制を確立できるよう支援します。	消防本部
77	【女性消防団員の育成】 消防団員として必要な訓練や講習会を実施します。また、新規の女性団員を増やすための入団促進PRを積極的に実施します。	消防本部
78	【女性の視点を盛り込んだ防災計画づくり】★新規★ 地域防災計画が女性の視点を盛り込んだ計画となっているか点検し必要に応じて見直しを行います。見直しにあたっては、男女共同参画の視点に配慮した災害対策を進められるよう女性の参画を促進します。	危機管理室
79	【自主防災組織の育成】★新規★ 自主防災組織に女性の経験や能力を活用するため、男女の区別なく防災士の育成に努めます。	危機管理室

基本目標Ⅲ 男女がともに輝き、活動できる地域づくり

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
76	婦人防火クラブ員への育成講習・研修会の実施	年3回	消防本部
77	女性消防団員への訓練・講習会の実施	年5回	消防本部

基本目標IV 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

すべての人が、生涯にわたり心身ともに健康で生きがいを持って生活することは、男女共同参画社会の形成にあたっての前提といえます。男女が互いの身体的性差を十分に理解し、人権を尊重しつつ、思いやりを持って生活していくことが重要です。特に女性は、妊娠・出産、女性特有の疾病を経験する可能性があることに留意する必要があります。

私たちは性別だけでなく、年齢や国籍、障害の有無、職業など様々な違いの中で生活しています。地域の中には、これらの違いにより「支援」を必要とする人々がいます。誰もが安心して暮らせるまちづくりを進め、生活課題を抱えている人や支援を必要とする人に適切な支援ができるよう制度の充実を図ります。

課題8 生涯を通じた心身の健康づくり

誰もが生涯にわたり、心身ともに健康で生きがいのある生活を送るためにには、市民一人ひとりがそれぞれのライフステージ（思春期・妊娠・出産・更年期・高齢期）の特徴や健康課題に応じて健康づくりに主体的に取り組む必要があります。

また、働く女性の増加や出産年齢の高齢化など、女性の健康を取り巻く環境の変化がみられる中、安心して安全に子どもを産むための健康支援の充実はますます重要になっています。

市民が心や体の健康について正しい知識をもち、自発的に健康管理に努めることができるよう、健康教育や相談体制の充実を図るとともに、「子育て世代包括支援センター」を開設し、妊娠から子育てまで切れ目なく、女性の健康支援を行います。

【施策の方向⑦ 男女の健康保持への支援】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
80	【健康診査の充実】 健康診査に対する理解を深めるため、わかりやすい情報提供と受診しやすい体制の整備に努めます。	保健事業室
81	【生涯にわたる健康づくり支援】 年代や生活環境に応じた健康教育や疾病予防などに関する正しい知識の普及啓発を行います。	保健事業室
82	【こころの健康支援】 うつ病など、こころの病に関する相談及びカウンセリングを実施します。	保健事業室

基本目標Ⅳ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
83	【性差に応じた健康支援の推進】 男女の性差を踏まえた健康支援を進めるため、性差に応じたがん検診や骨粗しょう症検診などを実施します。	保健事業室
84	【スポーツを通じた健康の保持・増進】 老若男女を問わずスポーツに親しむことができる環境の整備に努めます。	スポーツ振興室

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
83	がん検診の受診率	50%	保健事業室

【施策の方向⑯ 妊娠・出産期における女性の健康支援】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
85	【妊娠期における健康支援】 安心して出産に臨めるよう、妊婦健康診査の助成を行います。また、母子健康手帳発行時に保健師等による健康相談を行い、妊娠中の異常を予防します。	保健事業室
86	【産婦新生児訪問事業】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、予防接種等の情報提供を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境などの把握や助言を行います。	保健事業室
87	【出産期における健康支援】 母子の健康な生活を支援するため、乳幼児健康診査をはじめとする健康支援、相談事業の充実を図ります。	保健事業室
88	【子育て世代包括支援センターの活用】★新規★ 妊娠、出産、産後、子育てに関する様々な相談や切れ目のない支援の充実を図ります。	子育て支援課 保健事業室

◆指標◆

事業No.	指標名	目標値	担当部署
86	産婦新生児訪問事業	全戸訪問	保健事業室

課題9 安心して暮らせる環境の整備

平成27年の国勢調査では市内で高齢者のいる世帯が全体の半数を超えており、急速に高齢化が進行しています。また、単身世帯も増加しているため、高齢者や障害のある人が地域で孤立することなく、元気で自分らしく生活できるよう、一人ひとりの状態に応じた支援を行う必要があります。

ひとり親家庭では、仕事・家事・育児等すべてを一人で担うことが多く、経済・教育・健康面などで負担が大きくなっているため、生活安定のため個々の状況に応じた自立支援が必要です。

また、外国人住民は日本語でのコミュニケーションを取りにくくこともあり、生活に必要な情報が得にくいだけでなく家庭生活や子育てにおける慣習の違いに戸惑うことも少なくないため、安心した生活が送れるよう、必要な情報をわかりやすい方法で提供します。

【施策の方向⑯ 高齢者、障害者施策の充実】



事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
89	【出前講座等の充実】 介護予防や介護者の健康づくりに関する講座等を開催するとともに出前講座を実施します。	高齢者福祉課
90	【相談支援体制の充実】 障害のある人の相談に対し、きめ細かい対応ができるよう、基幹相談支援センター ^{※16} に専門職を配置するとともに、海匝圏域内で情報連携を行い広域間支援体制を構築します。	障害支援室
91	【就労支援体制の充実】 障害のある人の就労を支援するため、地域自立支援協議会 ^{※17} の充実を図るとともに各機関との連携を進めます。	障害支援室
92	【自立への基盤づくり】 障害のある人が、地域の中で自分らしく生活できるよう、地域の特性や状況に応じた地域生活支援事業の充実を図ります。	障害支援室
93	【集いの場づくり】★新規★ 認知症の方や家族が交流する認知症カフェや、高齢者が運営する交流サロン等の通いの場の設置を支援します。	高齢者福祉課

※16 基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、身体障害者、知的障害者及び精神障害者などの相談支援に関する業務を総合的、専門的に行う。

※17 地域自立支援協議会

地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連絡の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行う。

基本目標Ⅳ 誰もが健康で安心して暮らせるまちづくり

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
93	認知症カフェ（オレンジカフェ）の増設	4か所 (全6か所)	高齢者福祉課

【施策の方向⑩ ひとり親家庭等の自立支援】

事業No.	【事 業 名】 事 業 の 内 容	担当部署
94	【ひとり親家庭等に対する就労支援】 就労経験の乏しい母子家庭等に対し、必要な情報提供や給付を行い、就労を支援します。	子育て支援課
95	【ひとり親家庭等に対する経済的支援】 手当の支給、医療費助成などを通じ、生活の安定を図ります。	子育て支援課

【施策の方向⑪ 外国人が安心して暮らせる環境づくり】

事業No.	【事 業 名】 事 業 の 内 容	担当部署
再 (25)	【外国人のDV被害者への情報提供】 外国人向けリーフレットなどを活用し、多言語で相談窓口の周知を図ります。	企画室
96	【外国人母子等に対する就労支援】 日本語による意思疎通が不十分な外国人母子等に対し、就労支援を行います。	子育て支援課
97	【外国人児童生徒への支援】 外国人児童生徒の日本語指導・適応指導等の充実に努めます。	指導室 学校教育室
98	【多言語化の推進】★新規★ 外国人の定住支援のため、多言語による情報提供や“やさしい日本語”的使用を促進します。	企画室
99	【生活支援のための情報提供】★新規★ 市ホームページ等を活用し、外国人へ災害時や暮らしに必要な情報を多言語でわかりやすく提供します。	秘書広報課 企画室

◆指標◆

事業No.	指 標 名	目標値	担当部署
97	日本語指導教室の設置	1校以上	指導室 学校教育室

基本目標V 計画の推進

男女共同参画社会を実現するための課題は幅広い分野にわたるため、計画の推進にあたっては全庁的な取組が必要です。施策を総合的かつ効果的に推進するため、庁内の推進体制の強化・充実を図ります。

また、市だけでなく、国や県、近隣市町との連携を密にし、協力関係を築きながら問題解決にあたる必要があります。関係機関と連携した取組を進め、着実な計画の推進に努めます。

男女共同参画社会の形成を目指すには、行政のみの取組では不十分です。市民一人ひとりがその意義を十分に理解し、取り組んでいくことが重要です。市内の企業や団体との協働を進め、着実な計画の推進を目指します。

課題 10 推進体制の充実

本計画を着実に実行し、基本理念を実現していくためには、事業の進捗状況を定期的に把握とともに必要に応じて内容を見直していく必要があります。取組の進行管理を徹底するために、毎年進捗状況について調査し、銚子市男女共同参画計画推進本部及び銚子市男女共同参画計画推進委員会へ報告します。

横断的に事業を実施するために庁内関係各課の連携強化を図るとともに、引き続き国や県、他市町村と協力しながら事業を実施していきます。また、行政だけでなく市民等との協働を進め、より効果的な施策の推進に努めます。

【施策の方向㉔ 庁内推進体制の強化】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
100	【庁内推進組織の設置】 計画の実効性を高めるため、庁内に男女共同参画推進に取り組む組織を設置します。	企画室
101	【計画の進行管理】 年度ごとに計画に登載された事業の取組状況を調査・把握し、銚子市男女共同参画計画推進委員会等へ報告します。	企画室

【施策の方向⑬ 市民や企業・団体との連携】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
再掲 (38)	【市内事業所との連携】 職場における「固定的な性別役割分担意識」の解消や女性活躍の促進を図るため、市内事業所などからの意見聴取と情報提供に努めます。	企画室
102	【市民団体等との連携】★新規★ 多様性を認める社会づくりのため、国際交流協会をはじめとする各団体と連携していきます。	企画室
103	【銚子市男女共同参画計画推進委員会への市民参画】★新規★ 委員の登用にあたっては、各団体からの推薦委員に加えて若い世代からの公募に配慮し、幅広い視点から多様な意見の聴取に努めます。	企画室

【施策の方向⑭ 国・県・他市等との連携】

事業No.	【事業名】 事業の内容	担当部署
104	【国・県との連携】 国や県の事業を活用し施策を実施します。また会議や研修会へ参加し情報交換に努め、協力・連携を図ります。	企画室
105	【他市町村との連携】 ちば男女共同参画行政担当者会議等において、他市町村との情報や意見の交換に努め、より良い施策の実施に努めます。	企画室
106	【千葉県男女共同参画地域推進員制度の活用】 市民の中から千葉県男女共同参画地域推進員 ^{※18} を推薦し、地域における男女共同参画社会づくりを促進するとともに近隣市町との共同事業を実施します。	企画室

※18 千葉県男女共同参画地域推進員

地域の実情に通じ、男女共同参画の推進について熱意を有する市民を市が県に推薦し、県知事の委嘱を受けた地域推進員が、地域において県や市とのパイプ役となり、男女共同参画を推進する活動をしています。

指標一覧

基本目標	指標No	事業No	指標名	目標値	担当部署
人権が一人ひとりの社会づくり	1	1	講座・講演会の開催	年1回以上	企画室
	2	3	人権意識啓発活動の実施	年2回以上	秘書広報課
	3	4	市ホームページ等での情報発信	月1回以上	企画室
	4	6	研修会等の実施	年1回以上	障害支援室
	5	9	男女共同参画に関する図書の企画展開催	年1回以上	公正図書館
	6	10	職場体験学習の実施	全小中学校で実施	指導室
	7	11	性教育に関する研修への参加	全小中学校から各1名以上参加	指導室 学校教育室
	8	12	学校訪問による指導助言	全小中学校で実施	指導室
	9	13	人権教育に関する研修への参加	全小中学校から各1名以上参加	指導室
	10	17	広報紙を利用したDVについての啓発	年1回以上	企画室
	11		DV防止に関するチラシの隣組回覧	年1回	企画室
根絶する環境づくり IIあらゆる暴力を	12	21	千葉科学大学生へのDV防止に関する啓発	年1回以上	企画室
	13	22	乳幼児健診未受診者の現状把握	未把握〇件	保健事業室
	14	23	PTA等と協力した登下校の見守り活動の実施	全小学校で実施	指導室
	15	24	DV相談カード等の新規配置	年1か所以上	企画室
	16		子育てLINEを利用した相談窓口の周知	年1回以上	子育て支援課
	17	27	DV相談員等への研修機会の提供	年1回以上	子育て支援課
	18	28	人権相談の実施	月1回	秘書広報課
	19	39	家族経営協定の締結数	150経営体 (新規締結年1件以上)	水産課 農産課
	20	43	ワーク・ライフ・バランスの周知	年1回以上	観光商工課
	21	45	育児休業取得率(市職員)	女性 100% 男性 20%	人事室
男女がともに輝き、活動できる地域づくり III	22	47	協議会設置に向けた意見交換会の開催	年1回以上	企画室
	23	52	放課後児童クラブの待機児童数	〇人	子育て支援課
	24	54	子育て広場の開設日数	週5日	子育て支援課
	25	56	子育て支援としての「おはなし会」等の実施	年1回以上	公正図書館
	26	58	子育てフォーラムの開催	年1回以上	子育て支援課
	27	59	子育てLINE利用者数	2,000人登録	子育て支援課
	28	60	こんにちは赤ちゃん事業	全戸訪問	子育て支援課
	29	63	ブックスタートの実施	月1回	公正図書館
	30	66	審議会等における女性委員の割合	30%	企画室
	31	68	女性管理職の割合(市職員)	課長相当職 20% 課長補佐相当職 30%	人事室
安心して暮らせ健康的なまちづくり IV誰もが	32	76	婦人防火クラブ員への育成講習・研修会の実施	年3回	消防本部
	33	77	女性消防団員への訓練・講習会の実施	年5回	消防本部
	34	83	がん検診の受診率	50%	保健事業室
	35	86	産婦新生児訪問事業	全戸訪問	保健事業室
	36	93	認知症カフェ(オレンジカフェ)の増設	4か所 (全6か所)	高齢者福祉課
	37	97	日本語指導教室の設置	1校以上	指導室 学校教育室

資料

第3次銚子市男女共同参画計画の策定経過

平成28年12月	「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
平成29年7月13日(木)	平成29年度第1回銚子市男女共同参画計画推進本部会議開催 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・平成28年度男女共同参画計画取組状況報告について・第3次計画策定方針及び予定について
平成29年8月1日(火)	各課に男女共同参画計画推進本部幹事会部会員を置き研修会を開催 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・計画の策定方針と今後の予定について・研修会「男女共同参画の取り組みをどう推進するか」 ～女性活躍推進法の視点～ 第4次男女共同参画基本計画のポイントを中心に～ 講師 鹿嶋 敬氏(一般社団法人女性労働協会会長)
平成29年9月1日(金)	銚子市男女共同参画計画推進委員を委嘱・第1回会議開催 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・銚子市の男女共同参画計画取組状況について・市民意識調査の結果について・第3次計画策定方針及び予定について
平成29年10月24日(火)	DV計画策定について子育て支援課と協議実施
平成29年11月	計画策定に係るアドバイザーを委嘱 一般社団法人女性労働協会会長 鹿嶋 敬氏
平成29年11月8日(水) ～29日(水)	子育て広場利用者アンケート実施
平成29年11月14日(火)	銚子市男女共同参画計画推進委員会開催(第2回) 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・第3次計画の基本的な考え方、体系、施策、指標案について
平成29年11月27日(月)	女性活躍から始める「働き方改革意見交換会」実施 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・事例発表：「ワークライフバランス推進のための施策」 発表者 安藤 かおる氏(銚子信用金庫人事部副部長)・参加者による意見交換
平成29年12月19日(火)	銚子市男女共同参画計画推進委員会開催(第3回) 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・第3次計画の素案について
平成30年1月16日(火) ～2月8日(木)	パブリックコメント実施 <ul style="list-style-type: none">・意見提出なし
平成30年2月22日(木)	銚子市男女共同参画計画推進委員会開催(第4回) 『内容』 <ul style="list-style-type: none">・第3次計画最終案について
平成30年2月23日(金)	平成29年度第2回銚子市男女共同参画計画推進本部会議開催 第3次計画最終案決定
平成30年3月	第3次銚子市男女共同参画計画策定

銚子市男女共同参画計画推進委員会委員名簿

(平成30年3月現在：敬称略)

氏名	性別	所属等	備考
橋 簡子	女	公募市民	一般公募
飯田 泉	女	公募市民	
木村 栄宏	男	千葉科学大学	
◎ 鎌木 正	男	匝瑳人権擁護委員協議会第一部会	
佐野 久子	女	銚子小中学校校長会	
宮内 利明	男	連合千葉 東総・香取地域協議会	
工藤 仁美	女	銚子労働基準監督署	関係団体からの選出者
伊藤 陽子	女	銚子公共職業安定所	
鶴野 博一	男	銚子商工会議所	
藤元 香世	女	千葉県銚子水産事務所	
竹内 和江	女	千葉県海匝農業事務所	
大日方 洋一	男	千葉県海匝健康福祉センター	
金尾 記子	女	千葉県男女共同参画計画地域推進員	地域推進員
○ 高橋 浪江	女	千葉県男女共同参画計画地域推進員	

◎委員長、○副委員長

アドバイザー	鹿嶋 敬（一般社団法人女性労働協会会长）
--------	----------------------

男女共同参画社会基本法

(平成 11 年 6 月 23 日号外法律第 78 号)

最終改正：平成 11 年 12 月 22 日号外法律第 160 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かれ合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構

成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするよう配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第 5 条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第 6 条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めるなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講すべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等にあたっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するよう努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第 23 条 会議は、議長及び議員 24 人以内をもって組織する。

(議長)

第 24 条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第 25 条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の 10 分の 5 未満であってはならない。
- 3 第 1 項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。

ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要が

あると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又

は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、

説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があ

ると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対して

も、必要な協力を依頼することができる。

(政府への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議

員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で

定める。

附 則（省略）

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号)

最終改正：平成 26 年 4 月 23 日号外法律第 28 号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害でもあるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第1章 総則

(定義)

第1条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離

婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第1章の2 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第2条の2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第2条の3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第2章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第3条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすように努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
- 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずることと又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、

被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第5条及び第8条の3において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第4章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るために活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。
（婦人相談員による相談等）
 - 第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。
（婦人保護施設における保護）
 - 第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行なうことができる。
- 第3章 被害者の保護
（配偶者からの暴力の発見者による通報等）
- 第6条 配偶者からの暴力（配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。）を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。
- 2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談

支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法（明治 40 年法律第 45 号）の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前 2 項の規定より通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

（配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等）

第 7 条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第 3 条第 3 項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

（警察官による被害の防止）

第 8 条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法（昭和 29 年法律第 162 号）、警察官職務執行法（昭和 23 年法律第 136 号）その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（警察本部長等の援助）

第 8 条の 2 警視総監若しくは道府県警察本部長（道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第 15 条第 3 項において同じ。）又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

（福祉事務所による自立支援）

第 8 条の 3 社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）に定める福祉に関する事務所（次条において「福祉事務所」という。）は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和 39 年法律第 129 号）その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第 9 条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所等都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

（苦情の適正かつ迅速な処理）

第 9 条の 2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第 4 章 保護命令

（保護命令）

第 10 条 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者に生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この章において同じ。）が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第 12 条第 1 項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがある場合にあっては、配偶者からの身体に対する暴力（配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大

きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時において被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- 一 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
- 二 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げりいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
 - 一 面会を要求すること。
 - 二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - 三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - 四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - 五 緊急やむを得ない場合を除き、午後10時から午前6時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第1項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第12条第1項第三号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が15歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第1項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第12条第1項第四号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第1項第一号の規定による命令を発す

る裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の15歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が15歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第11条 前条第1項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 前条第1項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- 一 申立人の住所又は居所の所在地
- 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第12条 第10条第1項から第4項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受けた身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第10条第三項の規定による命令の申立てをする場

合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第10条第4項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治41年法律第53号）第58条の2第1項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第13条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第14条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第12条第1項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相

談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに對して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に關して更に説明を求めることができる。

(保護命令の申立てについての決定等)

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視総監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第 12 条第 1 項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが 2 以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。

(即時抗告)

第 16 条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

- 4 前項の規定により第 10 条第 1 項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前 2 項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第 2 項から第 4 項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第 4 項の規定による通知がされている保護命令について、第 3 項若しくは第 4 項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第 3 項の規定は、第 3 項及び第 4 項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。
(保護命令の取消し)

第 17 条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第 10 条第 1 項第一号又は第 2 項から第 4 項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して 3 ヶ月を経過した後において、同条第 1 項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して 2 週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第 6 項の規定は、第 10 条第 1 項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取

り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第二号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して2月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第12条の規定の適用については、同条第1項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」と、同条第2項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第18条第1項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第19条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その原本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

第20条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄

区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第12条第2項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

第21条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成8年法律第109号)の規定を準用する。(最高裁判所規則)

第22条 この法律の定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第5章 雜則

(職務関係者による配慮等)

第23条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第24条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第25条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第26条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止

及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第27条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第3条第3項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

二 第3条第3項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第4項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

三 第4条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

四 第5条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第4条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第28条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その10分の5を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の10分の5以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第1項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第2項の規定により支弁した費用

に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受けた身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第2条	被害者	被害者(第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第6条第1項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第10条第1項から第4項まで、第11条第2項第二号、第12条第1項第一号から第四号まで及び第18条第1項	配偶者	第28条の2に規定する関係にある相手
第10条第1項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第28条の2に規定する関係を解消した場合

第5章の2 補則

(この法律の準用)

第28条の2 第2条及び第1章の2から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体

第6章 罰則

第29条 保護命令(前条において読み替えて準用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。)に違反した者は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項(第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第28条の2におい

て読み替えて準用する第12条第1項(第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成27年9月4日号外法律第64号)

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家

庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第5条第1項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第4条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

□ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本

方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第15条第1項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画

（一般事業主行動計画の策定等）

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、

管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。
- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認

定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第10条 前条の認定を受けた一般事業主(次条及び第20条第1項において「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第11条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第9条の認定を取り消すことができる。

- 一 第9条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第9条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第12条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和22年法律第141号)第36条第1項及び第3項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に

関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものという。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第3項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第48条の3、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の2の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第12条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第36条第2項及び第42条の2の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の2中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第12条第4項

の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第13条 公共職業安定所は、前条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第14条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第3節 特定事業主行動計画

第15条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に

占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 16 条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければならない。

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第 17 条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する情報を定期的に公表しなければなら

ない。

第4章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置 (職業指導等の措置等)

第 18 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は該当事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 19 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。
(国等からの受注機会の増大)

第 20 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよ

うに努めるものとする。

(啓発活動)

第 21 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 23 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。)は、第 18 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするために、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 18 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前 2 項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るととも

に、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第 24 条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第 25 条 前 2 条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雜則

(報告の徴収並びに助言、及び勧告)

第 26 条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるとときは、第 8 条第 1 項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(権限の委任)

第 27 条 第 8 条から第 12 条まで及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第 28 条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第 29 条 第 12 条第 5 項において準用する職業安定法第 41 条第 2 項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。

第 30 条 次の各号のいずれかに該当する者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

- 一 第 18 条第 4 項の規定に違反した者
- 二 第 24 条の規定に違反した者

第31条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

- 一 第12条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第32条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- 一 第10条第2項の規定に違反した者
- 二 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第1項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第12条第5項において準用する職業安定法第50条第2項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

第33条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第29条、第31条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第34条 第26条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則（省略）

男女共同参画推進行政のあゆみ

年号	世界	日本	千葉県
昭和50年 (1975)	国際婦人年	9月 総理府に「婦人問題企画推進本部」「婦人問題企画推進本部会議」「婦人問題担当室」設置 6月 「国際婦人年世界会議」開催 (世界行動計画採択)	
	国連婦人の10年始まる(～1985年)		
昭和51年 (1976)			
昭和52年 (1977)		1月 「国内行動計画」策定 10月 「国内行動計画前期重点目標」発表、「国立婦人教育会館」オープン	10月 「千葉県婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和53年 (1978)			4月 「青少年課」を「青少年婦人課」に改組し 「婦人班」を設置
昭和54年 (1979)	12月 第34回国連総会「女子差別撤廃条約」採択		4月 各支庁に「婦人問題担当窓口」を設置
昭和55年 (1980)	7月 国連婦人の10年中間年世界会議開催	7月 「女子差別撤廃条約」署名	婦人広報誌「ちばの婦人」創刊
昭和56年 (1981)	9月 「女子差別撤廃条約」発効	5月 「国内行動計画後期重点目標」発表	11月 「千葉県婦人施策推進総合計画」策定、「千葉県青少年婦人会館」開設
昭和57年 (1982)			1月 「婦人問題推進のつどい」開催
昭和58年 (1983)			10月 「女性管理能力養成講座」開設
昭和59年 (1984)		5月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」公布	
昭和60年 (1985)	7月 国連婦人の10年最終年世界会議開催 (「ナイロビ将来戦略」採択)	1月 「国籍法及び戸籍法の一部を改正する法律」施行 6月 「男女雇用機会均等法」公布、「女子差別撤廃条約」批准、7月 発効	5月 「婦人問題に関する意識調査」実施 8月 「千葉県婦人問題懇話会」設置
昭和61年 (1986)		1月 「婦人問題企画推進本部」拡充 4月 「男女雇用機会均等法」施行	1月 「婦人フォーラム県大会」開催 3月 千葉県婦人計画策定 10月 婦人の海外派遣(婦人のつばさ)実施
昭和62年 (1987)		5月 「新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			3月 「国際婦人フォーラム」開催
平成元年 (1989)		3月 学習指導要領の改訂(高等学校家庭科の男女必修等)	10月 「婦人問題に関する意識調査」実施
平成2年 (1990)	5月 国連婦人の地位委員会「ナイロビ将来戦略」勧告案採択		
平成3年 (1991)		5月 「新国内行動計画」第一次改定 〃 「育児休業法」公布	3月 「さわやかちば女性プラン」策定
平成4年 (1992)		4月 「育児休業法」施行	4月 「青少年婦人課婦人政策室」を「青少年女性課女性政策室」と変更
平成5年 (1993)	12月 国連「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択		3月 千葉県女性白書「ちば女性のすがた」発刊 11月 「男女共同参加型社会に向けての県民意識調査」実施
平成6年 (1994)		6月 総理府に「男女共同参画審議会」設置	
平成7年 (1995)	9月 第4回世界女性会議開催 「北京宣言及び行動綱領」採択	6月 「育児休業法」改正 (介護休業制度の法制化)	8月 第4回世界女性会議(NGOフォーラム) 派遣事業実施
平成8年 (1996)		7月 「男女共同参画ビジョン」答申 12月 「男女共同参画2000年プラン」策定	3月 「ちば新時代女性プラン」策定 11月 「千葉県女性センター」開設
平成9年 (1997)		3月 「男女共同参画審議会設置法」公布(4月施行)	
平成10年 (1998)			11月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施
平成11年 (1999)		6月 「男女共同参画社会基本法」公布・施行 7月 「改正男女雇用機会均等法」施行	
平成12年 (2000)	6月 国連特別総会「女性2000年会議」開催 (ニューヨーク)	12月 「男女共同参画基本計画」策定	4月 「青少年女性課女性政策室」から「男女共同参画課」に改組
平成13年 (2001)		1月 「総理府男女共同参画室」から「内閣府男女共同参画局」に改組、「男女共同参画会議」設置 7月 「仕事と子育て両立支援策の方針」決定・施行 10月 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)施行	3月 「千葉県男女共同参画計画」策定

男女共同参画推進行政のあゆみ

年号	世界	日本	千葉県	銚子市
平成14年 (2002)			4月 「千葉県女性サポートセンター」開設	4月 市民生活課に男女共同参画係設置
平成15年 (2003)				DV関係職員連絡会議設置 10月 庁内向け男女共同参画情報誌「わいわい」創刊
平成16年 (2004)		6月 「DV防止法」改正	9月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	4月 政策室に男女共同参画コーディネーターを置く 5月 銚子市男女共同参画社会づくり懇話会発足 11月 懇話会が市民アンケート実施 市職員による自主研修グループが活動(職員向けリーフレット等作成)
平成17年 (2005)	2月 第49回国連婦人の地位委員会(「北京+10」閣僚級会合)開催(ニューヨーク)	12月 「男女共同参画基本計画(第2次)」策定		4月 懇話会が市へ提言書を提出 6月 銚子市男女共同参画計画策定検討会設置
平成18年 (2006)		6月 「改正男女雇用機会均等法」改正	3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画」策定 8月 「ちば県民共生センター」「同東葛飾センター」開設 12月 「千葉県男女共同参画基本計画(第2次)」策定	5月 銚子市男女共同参画計画推進委員会、同計画推進本部・幹事会設置
平成19年 (2007)		7月 「DV防止法」改正 12月 「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針策定	2月 「千葉県男女共同参画推進連携会議」発足(第1回全体会議を開催)	
平成20年 (2008)		1月 仕事と生活の調和推進室設置 4月 女性の参画加速プログラム決定		3月 「銚子市男女共同参画計画」策定
平成21年 (2009)			3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第2次)」策定 10月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施 11月 千葉県女性サポートセンター改築	
平成22年 (2010)	3月 第54回国連婦人の地位委員会(「北京+15」)開催(ニューヨーク)	6月 「仕事と生活の調和(WLB)憲章」及び行動指針改正 12月 第3次男女共同参画基本計画策定		
平成23年 (2011)			3月 「第3次千葉県男女共同参画計画」策定	4月 地域協働課に男女共同参画班設置 11月 「男女共同参画社会づくりのための市民意識調査」実施
平成24年 (2012)		6月 「『女性の活躍促進による経済活性化』行動計画」策定	3月 「千葉県DV防止・被害者支援基本計画(第3次)」策定	
平成25年 (2013)		6月 「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置付けられる 7月 「DV防止法」改正(26年1月施行)		3月 「銚子市男女共同参画計画(第2次)」策定
平成26年 (2014)		6月 「日本再興戦略」改訂2014に「『女性が輝く社会』の実現が掲げられる	10月 「男女共同参画社会の実現に向けての県民意識調査」実施	3月 男女共同参画計画推進委員会が市へ提言書を提出
平成27年 (2015)	3月 第59回国連婦人の地位委員会(「北京+20」)開催(ニューヨーク)	6月 「女性活躍加速のための重点方針2015」策定 9月 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布(28年4月全面施行) 12月 第4次男女共同参画基本計画策定		
平成28年 (2016)			3月 第4次千葉県男女共同参画計画策定	4月 企画課に事務を移管 12月 「男女共同参画社会づくりのための調査」実施
平成29年 (2017)				
平成30年 (2018)				3月 「第3次銚子市男女共同参画計画」策定

第3次銚子市男女共同参画計画

平成30年3月

発行：銚子市

編集：銚子市企画財政課企画室

〒288-8601 銚子市若宮町1－1

電話 0479-24-8904 Fax 0479-25-4044

E-mail info@city.choshi.lg.jp

※組織名は平成30年4月組織再編後の名称